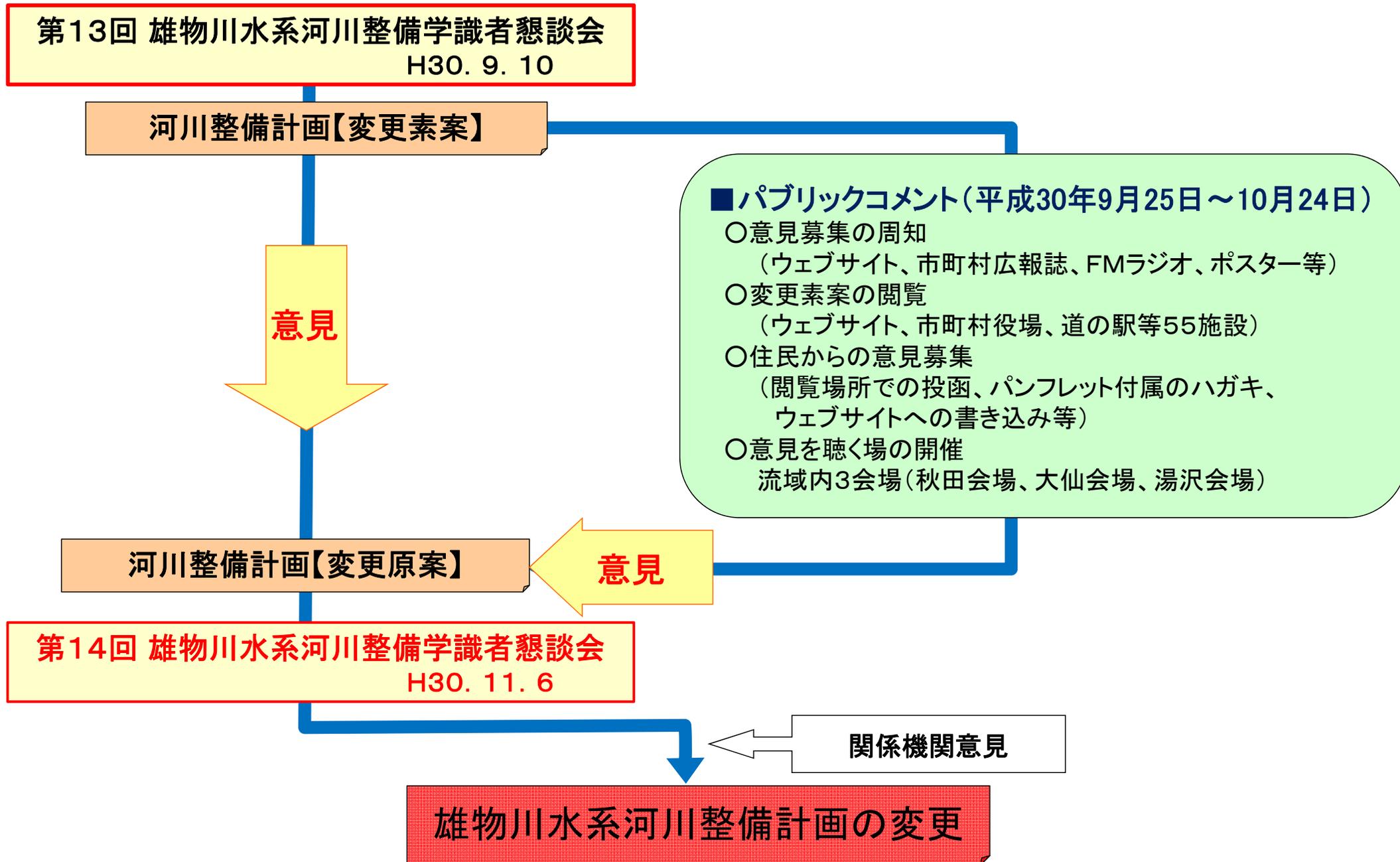


河川整備計画(変更素案)に対する 意見聴取結果について

平成30年11月6日
国土交通省 東北地方整備局

河川整備計画変更までのスケジュール

◆今後のスケジュール



パブリックコメントの実施結果

● 郵送、投函、ウェブサイトでの書き込み等による意見募集(平成30年9月25日～10月24日)

提出方法	提出者数	意見数
郵送	8人	10件
投函	27人	33件
HP書込	16人	16件
FAX	0人	0件
合計	51人	59件

● 意見を聴く場の開催(平成30年10月12日～10月18日)

開催場所	意見発表者	傍聴者人数
【秋田会場】秋田市雄和市民サービスセンター 平成30年10月12日(金)19:00～	応募者なし	1人
【大仙会場】大仙市大曲交流センター 平成30年10月17日(水)19:00～		4人
【湯沢会場】湯沢市役所 平成30年10月18日(木)19:00～		1人
合計		6人

● 集計した意見の分類毎の整理

意見分類	意見総数
1. 河川改修	36件
2. 維持管理	4件
3. 危機管理体制の整備・強化	3件
4. 河川整備計画全般	1件
5. その他	15件
合計	59件



意見を聴く場 開催状況:大仙会場(H30.10.17)

記者発表(投げ込み)

●パブリックコメント開始記者発表 (9月20日)

平成30年9月20日
秋田河川国道事務所
湯沢河川国道事務所
成瀬ダム工事事務所
玉川ダム管理所

「雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更案)」に対する意見募集及び意見発表者の募集について

○国土交通省東北地方整備局では、「雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)」に基づき、雄物川の治水・利水・河川環境の整備と保全、維持管理を進めています。

○このたび、平成29年7月に発生した豪雨に伴い、河川整備計画における前期整備の対象洪水を見直しした「雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更案)」を作成しましたので、関係する住民の皆様から広くご意見を募集いたします。

○また、住民の皆様からの「意見を聴く場」を開催しますので、ご意見をいただく意見発表者を募集いたします。

○意見発表の実態について
別添1「雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更案)」に対する意見募集について」を参照

○意見発表者の募集について
別添2「雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更案)」に対する意見発表者の募集について」「雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更案)」に対する意見を聴く場」の開催について」を参照

<発表記者会>
秋田県記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局・角館支局・湯沢支局

問い合わせ先
国土交通省 東北地方整備局
【湯沢河川国道事務所】
住所 湯沢市南口字上寺沢64番地2号
TEL 0183-3-3331(代表)
湯沢支(河川) 室藤 茂昭(内線294)
○調査第一課長 高子 秀之(内線351)

《参考》雄物川水系河川整備計画の変更について

「雄物川水系河川整備計画」は、河川法第16条に基づき平成20年1月に策定された「雄物川水系河川整備基本方針」に沿って、当面実施する河川工事の目的・種類・場所等の具体的な事項を示す法定計画として平成26年1月に策定され、平成27年発生した豪雨・東北豪雨を踏まえ、水防防災健全社会を構築する取組を行うこと、並びに、成瀬ダムの型式等種元の変更(第1回：平成29年4月)を経て、雄物川の河川整備における治水・利水・環境の目標とされてきました。

今回、平成29年7月の大雨により雄物川流域で多くの浸水被害が発生し、その対策として雄物川中流部において緊急治水対策等を行うことから整備計画に定められた前期整備の対象洪水を見直し、併せて上流部で洪水の溜まりとなっている固定堰の改築を実施段階に移行するため、本計画の変更(第2回)を行うものです。

平成29年7月洪水を受けた見直し

●平成29年7月洪水を踏まえた緊急治水対策に伴い、前期整備の対象洪水を見直し
●平成29年7月の大雨により多くの浸水被害が発生し、その対策として雄物川中流部において緊急治水対策を行うことから、現行の雄物川水系河川整備計画において「昭和62年洪水」としている前期整備の対象洪水を「平成29年7月洪水」に見直しを行います。
※前期整備とは、河川整備計画の整備期間(平成30年度)の範囲に優先して実施する河川整備です。

山田頭首工の整備段階の見直し

●整備段階を「改築対象固定堰」に見直し
●現行の雄物川水系河川整備計画において「対象固定堰」として山田頭首工の整備段階を「改築対象固定堰」に見直しを行います。
可動堰への改築により、流下能力の確保が可能となります。

ウェブサイトへの掲載

●湯沢河川国道事務所 ウェブサイトによる意見募集

雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更案)についてご意見を募集します

募集期間 9月25日(火)～10月24日(水)

- 国土交通省東北地方整備局では、平成26年1月に策定した雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)の策定に向けた取り組みを進めています。
- このたび「雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更案)」を作成しましたので、住民の皆様から広くご意見を募集いたします。
- 「関係住民からの意見を聴く場」を開催しますので、ご意見をいただく意見発表者を募集いたします。

意見募集対象
雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更案)

意見募集期間
平成30年9月25日(火)～平成30年10月24日(水) (17時必着)
※郵送の場合は当日消印まで有効

河川整備計画(変更案)・概要パンフレットのダウンロードはこちら

- 雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更案) 【PDF18,292KB】
- 雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更案) 概要パンフレット 【PDF5,737KB】
- 雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間) 変更案要項資料 【PDF6,943KB】
- 雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間) 変更案所対比表 【PDF11,373KB】

※PDFから出力した概要(パンフレット)のPDFファイルでは、意見の応募はできませんのでご注意ください。下記の変更案説明場所に掲載付けのパンフレットに付属しているPDFファイルで、ご応募いただけます。

＜雄物川水系河川整備計画(変更案)の閲覧及び概要パンフレットの配布は、下記でも実施しています＞

- 国土交通省 秋田河川国道事務所 及び 次出場所
- 国土交通省 湯沢河川国道事務所 及び 各出場所
- 国土交通省 成瀬ダム工事事務所
- 国土交通省 玉川ダム管理所
- 関係市町村(担当課)：秋田県庁建設課、大仙市役所建設課、仙北市役所建設課、横手市役所建設課、湯沢市役所建設課、美郷町建設課、羽後町建設課、東成瀬村建設課

※上記以外でも変更案を閲覧できる箇所(市町村支所等)があります。閲覧場所の一覧はこちら。

ご意見の応募方法

1. 意見書による提出
 - 意見提出様式(次の①～⑥をご記入のうえ、ご提出をお願いします。)
 - ①氏名(企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名又は担当部署名及び担当部署)
 - ②住所
 - ③電話番号又は電子メールアドレス
 - ④年齢(企業・団体の場合は不要)
 - ⑤ご意見(ご意見に対する整備計画(変更案)の該当箇所と合わせて記載してください)
 - ⑥意見募集を知った情報源

送付先：国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所 調査第一課宛
 ○郵送の場合：〒012-0862 秋田県湯沢市南口字上寺沢64-2
 ○FAXの場合：0183-72-2164
 ○意見募集用への投函の場合
 ●変更案の閲覧場所に設置している募集用投函してください。
 意見提出様式はこちら
 ・Word形式【58KB】 ・PDF形式【53KB】 (記載例【PDF132KB】)

2. ホームページでの提出(意見の書き込み欄)
下記バナーより、ご意見を書き込むことができます。

意見を書き込む

●各事務所・管理所 ウェブサイトへのバナー貼付

・秋田河川国道事務所



・玉川ダム管理所



・成瀬ダム工事事務所



整備計画【変更素案】に対する意見と整備計画(変更原案)における考え方

番号	意見分類	意見内容	対応方針・河川整備計画(変更原案)記載内容
1	河川改修	堤防未施工周辺に住む住民は、昨今の豪雨のたびに不安を感じていると聞く。着実な整備の推進を望むものである。安心安全のために事前防災を1歩ずつ進めていただきたい。	<p>平成29年7月洪水で特に浸水被害の大きかった中流部において重点的に堤防整備等を実施し、平成29年7月洪水規模における家屋浸水被害の解消を図ります。</p> <p>また、その他の箇所についても地区ごとのバランスに配慮しながら段階的な整備を実施し、洪水による被害の軽減に努めてまいります。</p> <p>なお、整備する堤防は浸水エリア解消後の水位に対応した高さとしており、その下流側においては堤防整備に伴う影響を考慮し、河道掘削により水位低減を図ることとしています。</p> <p><河川整備計画(変更原案)記載内容> 【P89 4.1.2整備の目標】 本計画では、過去の水害の発生状況、流域の重要度、これまでの整備状況等を総合的に勘案し、雄物川水系河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水による災害の発生の軽減を図ることを目標とします。</p> <p>【P92 河川整備計画の河道整備の考え方】 前期整備 『中流部において平成29年7月洪水対応の河川整備を実施、整備期間の前期に優先整備』 後期整備 『雄物川全川にわたる河道整備の進捗を図る』</p> <p>【P98 5.1河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要】 築堤や河道掘削等、河川整備における調査、計画、設計、施工、維持管理等の実施にあたっては、河川全体の自然の営みや歴史・文化との調和にも配慮し、雄物川が本来有している動植物の生息・生育・繁殖環境及び河川景観の創出・復元・保全に配慮します。なお、施工の制約が多い山間地の狭隘部等、住民との合意形成を図りつつ、地域特性及び地区毎のバランスに配慮した浸水対策を検討します。</p>
2	河川改修	堤防が規定より低い箇所があるとお聞きしております。安全第一に整備計画を進めていただき、着実に施行してもらいたい。	
3	河川改修	昨年・今年の洪水被害を想定した目標設定、そして、堤防整備の考え方や固定堰(山田頭首工)の対策について、より前向き(実施、改築という表現となったこと)に変更されるようですので、是非、早期に変更いただき、計画に沿った対策を講じていただきたいと思います。	
4	河川改修	湯沢市の雄物川右岸の堤防の周辺に住んでいます。湯沢市倉内地区の堤防の笠上げを早く着手していただけないでしょうか？強い雨で雄物川が増水するたびに不安になっています。	
5	河川改修	早期完成をお願いします。	
6	河川改修	総合堰が完成してから中川原橋前後の河小が下がりが洪水の不安は解消しつつあります。その分下流域の整備を早期をお願いします。	
7	河川改修	異議なし。良い計画ですので実行よろしくをお願いします。	
8	河川改修	早期実現を望みます。よろしくお願いします。	
9	河川改修	神宮寺の堤防をはやくつなげてもらいたい。	
10	河川改修	堤防が完成すると浸水エリアがなくなり、さらに水位の上昇が考えられますので、より高くする必要があるのではないのでしょうか？	
11	河川改修	最近の水害や土砂災害が多く起こっていることで、ニュースを見ると被災者の方々は大変なことだと思う。これらの災害を何とか未然に防ぐための対策をしっかりと進めてほしい。雄物川でも去年も洪水があったはず。家や農地が水に浸かったら生活ができない。できるだけ洪水で水に浸からないようなものをつくってほしい。	
12	河川改修	私の住んでいる所も洪水に何度も悩まされました。地区の役員や住民の要望でようやく土手が出来て現在は安心して居ります。亡夫も土木製図設計の事で悩んでおりました。(仕事でした) 御成功をお祈り申し上げます。	
13	河川改修	洪水のない河川を作ってください。	
14	河川改修	全国で、記録的な豪雨により河川の大規模災害などが発生しており、地域では強い雨が降るたびに不安を感じながら暮らしている状況です。今回の河川整備計画の変更案で、山田頭首工の整備段階が改築対象固定堰に見直されたことを大変喜んでおります。早期の改修・整備をお願いします。	<p>山田頭首工については、改築対象固定堰へ整備段階の見直しを行い、必要に応じて魚道機能の改善を図るなど周辺環境にも配慮し、早期の改築を目指します。</p> <p><河川整備計画(変更原案)記載内容> 【P106 5.1.1 (3)河道掘削等】 洪水時に堰上げ等により流下能力が不足している固定堰等については、引き続き関係機関と調整し、必要に応じて対策を検討し、改築を実施します。【改築対象固定堰:山田頭首工】</p> <p>【P119 5.1.3 (1) 2)魚類遡上環境の保全】 雄物川の大庄管理区間にある堰では魚道が設置されており、魚類等の遡上環境が確保されています。堰改築に際しては魚道機能を維持し、今後も魚類等の遡上環境の定期的なモニタリングを実施し、関係機関と連携し必要に応じて保全に努めます。</p>
15	河川改修	局地的な集中豪雨や記録的な大雨による河川災害が発生して被害をもたらしてします。流域に暮らす住民の生命と財産を守るため、山田堰の早期の改築を実施して下さるようお願いいたします。	
16	河川改修	山田頭首工の具体的な改築計画を早く出してほしい。	
17	河川改修	山田頭首工の整備段階の見直しについては、洪水による河川近傍の集落や国道13号線、鉄道へ甚大な影響が想定され早急に改善が必要であり、今回の計画変更は必要であると思います。さらに、下流域の広範囲にわたり浸水が想定されており、地域の強い要望でもあり早急な整備が必要であると思います。改築計画では、魚道の整備など自然環境へ配慮した内容であり、最善の計画であると思います。	
18	河川改修	近年は異常気象に伴う大雨洪水被害が雄物川流域でも頻発しており、洪水時の堰上げ等よりに通水阻害となる固定堰については、流域住民の生命と財産を守る治水対策により早期改築をお願いしたいと思う。	
19	河川改修	整備計画変更のポイントの②(山田頭首工の整備段階の見直し)については、我々住民からすれば大賛成である。是非可動堰にさせていただき、洪水のリスク軽減を図っていただきたいと思いますと切に願う。	

整備計画【変更素案】に対する意見と整備計画(変更原案)における考え方

番号	意見分類	意見内容	対応方針・河川整備計画(変更原案)記載内容
20	河川改修	近年、全国的に異常気象が発生しており、特に大雨等による洪水被害は大変問題となっている。そのため、洪水時に堰上げ等により流下能力が不足する固定堰については、洪水被害を拡大させる要因の一つとも考えられる。したがって、今後も発生が考えられる異常気象等に際し、地域住民の生命や財産を守るために、早期改築をお願いしたいものと思う。	※意見番号14～19と同様 山田頭首工については、改築対象固定堰へ整備段階の見直しを行い、必要に応じて魚道機能の改善を図るなど周辺環境にも配慮し、早期の改築を目指します。
21	河川改修	ここ数年異常気象による大雨・洪水被害が全国的に問題になっています。私も雄物川の山田頭首工下流に住んでいる山田地域の住民として、洪水時に堰上げ等により流下能力が不足する固定堰について、洪水被害を減らすためにも早期改築をお願いしたいと思います。	<河川整備計画(変更原案)記載内容> 【P106 5.1.1 (3)河道掘削等】
22	河川改修	山田頭首工が固定堰であるため、最近の異常気象による洪水被害が発生した場合、右岸の上関集落およびJR奥羽本線にも拡大し、多大なものになると考えられますので、早期の改修(可動堰)を希望します。	洪水時に堰上げ等により流下能力が不足している固定堰等については、引き続き関係機関と調整し、必要に応じて対策を検討し、改築を実施します。【改築対象固定堰:山田頭首工】
23	河川改修	私の実家は山田にあり、近年の豪雨災害による雄物川の氾濫を目の当たりにすると人ごとではありません。固定堰は洪水時の堰上げ等の原因となることから、安心・安全な生活の確保のため、早期の治水対策により改築をお願いしたいと思う。	【P119 5.1.3 (1) 2)魚類遡上環境の保全】 雄物川の大臣管理区間にある堰では魚道が設置されており、魚類等の遡上環境が確保されています。堰改築に際しては魚道機能を維持し、今後も魚類等の遡上環境の定期的なモニタリングを実施し、関係機関と連携し必要に応じて保全に努めます。
24	河川改修	山田頭首工については、現在固定堰であり洪水時の流下能力が不足しており近隣住民の生命財産を守るために早期に改修していただきたい。	
25	河川改修	山田頭首工については固定堰であるため、近年異常気象による災害が増えてきており、これから異常気象による災害(洪水被害)が起こった際に少しでも洪水被害を防ぐためにも、早期の可動堰への改修を希望します。	
26	河川改修	本年8月の大雨の際、酒蔭橋付近の堤防から水があふれるのではないかと心配した。近年自然災害による河川の氾濫や堤防の決壊のニュースが多いため、河川の流下能力の支障となるのであればすみやかに対策を検討してほしい。	
27	河川改修	雄物川上流部に位置する湯沢地域では、過去に幾度も洪水や濁水に見舞われ、近年においては、地球温暖化の影響で経験したことのない規模の豪雨や台風、濁水が頻発しております。雄物川沿いには山田堰という固定堰があり、その堤防沿い右岸には上関集落が隣接していて、度重なる河川の増水に危険と隣り合わせで生活をしている現状であります。このような状況を改善して頂くには、やはり山田固定堰の改修であると思いますので、地域の良好な環境整備と保全を求める住民の意見が増大していますので、早期の改修を要望いたします。	
28	河川改修	改築対象固定堰(山田頭首工)について、地域住民の大雨時の不安解消のために改修を希望します。大久保頭首工の改修により、周辺地域の住民は大雨の時もあまり不安を感じなくなった。上流部の住民も安心出来る様、早期の改修を望みます。	
29	河川改修	秋田県湯沢市の山田頭首工の下流、雄物川沿線に住む者です。山田頭首工の改修を出来るだけ早く進めてもらい、我々の不安を取り除いてもらうようお願いしたい。	
30	河川改修	山田頭首工 この地域が、雄物川の流れて生かされていることは、安心・安全がベースとなっている。最近の災害などはこれまで聞いたことのないような規模で街を襲う。また、河川の管理は下流・中流・上流と等しく行わなければならない。そんな訳で今回の計画変更は歓迎できる。出来るなら早期の着工、完成を希望したい。	
31	河川改修	山田頭首工は固定堰の為、流下能力が不足していることに加え、上流部の右岸堤防は石まじりの為、隣接上関部落は降雨のたびに越水や決壊を危惧しています。山田頭首工の早期改修を強く望んでいます。	
32	河川改修	改築対象固定堰山田頭首工について、大雨による増水での被害が発生している地域が多いことから、山田頭首工周辺の住民も大雨時には不安を感じていると思われる。住民の不安を解消するためにも、早急な改修をお願いしたい。	
33	河川改修	雄物川の近隣である羽後町の三輪地区に住んでいます。大久保堰頭首工の改築前は、近隣にあたる貝沢集落で浸水被害も多かったと聞きますが、近年は豪雨災害が起こるような降雨でも幸いにして被災することはありません。近年の大雨災害は日本全国で頻発しており、中でも河川の氾濫による洪水は甚大な被害となることが報じられている中、突発的な豪雨に対応するため河川施設の整備は急務と思われます。改築対象となっている山田頭首工においても、近隣住民の方々は豪雨の度に不安になっていることとされますので、改築実施へ向けてより一層の働きかけをお願いいたします。	
34	河川改修	近年、大雨による災害のニュースを良く見ます。大久保頭首工が改修され、雨による影響が少なくなったと聞きます。山田頭首工も改修して、周辺の住民の不安を解消してもらいたい。	

整備計画【変更素案】に対する意見と整備計画(変更原案)における考え方

番号	意見分類	意見内容	対応方針・河川整備計画(変更原案)記載内容
35	河川改修	同表に(左岸)52.8kmから56.6kmで、「榑岡川」となっているが、榑岡川のどの位置の堤防整備で何時頃の対応か？整備計画で同箇所を位置づけるのであれば、榑岡川の県施行H29年災害復旧事業に、直轄も整合させ緊急に対応しなければ、昨年豪雨災害への一連区間の効果発現とはならない。	榑岡川右岸と雄物川左岸が接続する箇所の堤防整備が位置づけられていますが、平成29年7月洪水を踏まえた緊急治水対策では、平成29年7月洪水において雄物川本川からの氾濫による被害のあった箇所について、重点的に堤防整備等を実施することとしています。当該箇所については、今後、榑岡川を管理する秋田県などの関係機関と調整・連携し、河川整備計画の期間内において堤防整備を実施する予定です。なお、秋田県では榑岡川災害復旧助成事業及び県単独事業により、平成29年7月洪水を踏まえた再度災害を防止するための対策を進めていると聞いております。
36	河川改修	同図で榑岡川合流点部分が赤線(堤防量的整備①)」となっているが、概要説明資料P.9図面では堤防整備区間となっていない。双方の違いは何故でしょうか？一方は緊急に整備する区間(H34まで)で、片方はその後の整備区間を示しているものと考えられる。しかし、上記意見でも示したとおり、同区間の一連効果を考えれば、双方の図面に入る箇所ではないでしょうか？	<p><河川整備計画(変更原案)記載内容> 【P98 5.1.1 (1)堤防の量的整備】 河道の目標流量を安全に流下させるために、家屋等への被害が生じる堤防未施工箇所および断面(堤防高や幅)が不足する箇所において堤防の整備を実施します。なお、整備の効果を早期に発現させるため、上下流等の治水安全度のバランス及び他事業の計画とも調整し、住民との合意形成を図りながら段階的に整備を進めます。</p>
37	維持管理	川の中に木が育っている所が多くあるので、川の維持管理について目標があるので良いと思った。維持管理も重要だと思います。	樹木の生長や繁茂の状況を定期的に調査し、洪水の流下や河川状況の把握に支障となっている箇所などについて、動植物の生息環境に配慮しながら、必要に応じて伐開等の樹木管理を実施します。
38	維持管理	堤防内の自生木は、適切な管理が必要と考えます。今後ともバトロールにより適宜対処してもらえればと思います。	<p><河川整備計画(変更原案)記載内容> 【P137 5.2.1 (3) 2)樹木管理】 樹木の生長や繁茂の状況を定期的に調査し、治水、環境の両面から適切に評価し、必要に応じて伐開等の樹木管理を実施します。</p>
39	維持管理	河川敷の樹林が流下能力(低下)に影響を与えていないか充分調査し、適切に除去する方策を実行していただきたい。	<p>①河道内樹木の繁茂、拡大により洪水を安全に流下させる上で支障となっている箇所 ②樹木群への土砂堆積により水際の陸地化が進行し、雄物川本来の景観や自然環境を変化させている箇所 ③河川の状況の把握に支障、不法行為の発生が多い箇所</p>
40	維持管理	①堤防除草 変更となっている「現地条件に応じて」とは具体的にどのような形態を想定していますか。条件によってはやらない場合もあるとのことでしょうか。	<p>芝の多さや雑草の種類、草丈や除草可能時期、背後地などの条件に応じて、よりコストの安い除草方法及び刈草の処理方法を検討していくため修正したものです。</p> <p><河川整備計画(変更原案)記載内容> 【P131 5.2.1 (2) 1) ①堤防除草】 堤防除草は、堤防の変状箇所の早期発見、有害植生の除去、害虫の発生や繁殖の防止、水防活動の円滑化等に効果があるため、適切な時期に実施します。また、その刈草は健全な堤防の維持、環境の保全といった観点から踏まえ、現地条件に応じて適切な処理に努めます。</p>
41	危機管理体制の整備・強化	内水被害対応としてこれまでは、背水ポンプ車の配備運用により被害の軽減に努めてきました。今後は、「内水氾濫に対しても現状の安全度を適正に評価し、関係機関と連携して対策を行っていく」となっていますが、「現状の安全度を適正に評価」とは何をどう評価するのか？関係機関と連携しての対策は具体的には、現状と同様なポンプ車の配備による対策か？現状と同様の対策のみとすれば、何も「これまで」「今後」と分ける必要はないと思われる。	<p>「現状の安全度」については、これまでの降雨や被害実績、流域や河道特性等の最新データを整理し、河川砂防技術基準等の各種基準に従い適正に評価いたします。また、「具体的対策」としては、必要に応じて排水ピットの 신설、排水ポンプを増強する等市町村や下水道事業者、土地改良区等の関係機関と調整を行いながら、連携した内水対策を実施します。なお、水害リスクを踏まえた土地利用の促進を図るため、開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識できるよう、現在住宅地を中心に行われている街の中における想定浸水深の表示について、住宅地以外への拡大を図ります。</p> <p><河川整備計画(変更原案)記載内容> 【P55 3.1.5内水被害】 雄物川水系の内水対策は、これまで排水ポンプ車の配備運用を行うことにより、内水被害の軽減に努めてきました。今後、地形や降雨特性によっては、外水氾濫を防止するため堤防の整備を行った箇所の内水対策がさらに重要となることから、内水氾濫に対しても現状の安全度を適正に評価し、内水被害を軽減するため、県・市町村等の関係機関と連携して対策を行っていく必要があります。</p>
42	危機管理体制の整備・強化	河川堤防の整備が進むと今後はそれに伴う内水排除の必要が増えると思うので、関係市町村とのさらなる連携を望みます。	<p>【P110 5.1.1 (4)内水被害】 内水対策として、堤防の住居側の被害状況を勘案し、内水被害が頻発する地区について、被害状況や現状の安全度を適正に評価し、必要に応じて排水ピットの 신설、排水ポンプを増強する等、市町村や下水道事業者、土地改良区等の関係機関と調整を行いながら、連携した内水対策を実施します。</p> <p>【P148 5.2.3 (2)洪水氾濫に備えた社会全体での対応】 住民の避難を促すためのソフト対策として、タイムライン(時系列の防災行動計画)の整備とこれに基づく訓練の実施、地域住民等も参加する危険箇所の共同点検の実施、防災情報の共有に関する仕組みづくりなどを優先的に進めていきます。</p> <p>【P149 5.2.3 (2) 4)水害リスクを踏まえた土地利用の促進】 開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識できるようにするため、現在住宅地を中心に行われている街の中における想定浸水深の表示について、住宅地以外への拡大を図ります。</p>

整備計画【変更素案】に対する意見と整備計画(変更原案)における考え方

番号	意見分類	意見内容	対応方針・河川整備計画(変更原案)記載内容
43	危機管理体制の整備・強化	私は計画155頁の写真、橋脚に注目した こうした視認性の高い色分けが、避難判断の非常に目安となる 居住地域は太平川と猿田川があり、豪雨の際は大変な事態となる 河川の等級にかかわらず、出来る限り多くの橋に施される事を希望する	洪水時には河川の水位状況等の情報の把握に努め、収集した情報については関係機関と共有を図るとともに、住民の方々に対しては橋脚への危険水位の明示や看板等により現地での直接避難に役立つ情報の提供に引き続き努めてまいります。 <河川整備計画(変更原案)記載内容> 【P155 5.2.3 (5)河川情報の収集、提供】 治水、利水及び環境に関する基礎資料として、雨量、水位、水質の観測データをはじめ、河川工事、調査、管理に関する情報等の把握を行います。また、災害時における被災箇所の状況や河川状況等の情報の把握に努めます。収集した情報については関係機関と共有化を図るとともに、地域住民に対しては迅速でわかりやすい情報提供に努めます。
44	河川整備計画全般	整備計画上の整備目標は、H26から概ね30年間(概要説明資料)となっており、その中で「平成29年7月洪水対応緊急治水対策はH34までとなっている。H34までは下流部～中流部①を緊急的に行うと思えるが、整備計画区間全体が「どの区間を何時頃整備」するのが見えない。諸般の事情からそのような計画書としないものと思われるが、被災された流域住民は、「自分の場所は何時整備されるのか」が一番の関心事ではないでしょうか？ 現計画案は、役所仕事の内容で、住民にとっては理解が出来ないのでは？ 仮に住民が目にした場合、前述したとおり自分が住んでいる場所がどうなるかであって、それが何時頃の整備なのかではないでしょうか？	地区ごとの具体的な整備時期については、概ね30年という長い年月で見た場合、その時々地域の社会状況や、河川の状況、予算の状況等に伴い、必要に応じて計画・設計等の見直しが必要です。事業再評価の実施に合わせて当面のおおまかな整備予定を公表する他、詳細な検討の結果、具体的な整備時期が確定した段階において、地元への情報提供や説明会等によりお知らせする予定です。 <河川整備計画(変更原案)記載内容> 【P6 1.4計画の対象期間】 本計画は、雄物川水系河川整備基本方針に基づき、当面の計画を定めるものであり、その対象期間は、平成26年度を初年度として概ね30年間とします。なお、本計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定するものです。策定後も、地域の社会状況、自然状況、河川の整備状況等の変化や新たな知見、技術の進捗等に伴い、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。
45	その他	今年も日本列島全体が自然災害(地震、台風、豪雨)が多発した1年でした。私の住んでいる秋田市大住地域も水害被害常連地帯で、1年間で2回の水害にみまわれ雨が降るたびに、ハラハラして過ごしています。私の案に水系河川整備計画への意見に参考になれば幸いです。 ※矢板を利用して堤防を守る。 ☆矢板で堤防防止・・・堤防の上部部分から下部の硬い所まで矢板を打ちこみます。 ☆水位が堤防を越えても矢板でつながっていますので堤防の亀裂により氾濫は矢板で止まります。 ☆矢板は堤防全長に行います。 ☆亀裂の原因は《モグラ》が堤防に住みついて、空洞になっているからだだと思います。	堤防の構造については、河川施設等構造令第19条に基づき、盛土(土堤)を原則として実施しているところですが、盛土(土堤)以外については、土地の利用状況その他の特別な事情によりやむを得ないと認められる場合となります。堤防の整備にあたっては、具体的な調査・設計等を実施したうえで形状等を決定することとしています。
46	その他	排雪作業効率の向上のための河川水の利用を望む。	河川整備計画(変更原案)に記載のとおり、引き続き、排雪作業効率の向上のための河川水の有効利用に取り組んでまいります。
47	その他	流域の樹木、魚類等の自然について「良好な環境」のみを掲載しているが、雄物川流域は、かつて山形県、新潟県の一部河川流域で多発した風土病「古典型つつが虫病」の発症地でもある。文献によれば、2008年に15年ぶりに確認されており、広く一般に示す今回の整備計画に、良好な環境のみではなく、この風土病についても掲載し忘れていて一般に注意喚起するべきでは？	雄物川の概要については、国土交通省が「河川水辺の国勢調査」等の実施により把握している雄物川流域全体における主な内容を掲載しています。つつが虫病については、感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)の第12条1項に基づき、感染情報の届出先である秋田県から注意喚起がなされているところです。
48	その他	旧石器時代から縄文時代中頃までの遺跡を图示しているが、何故石器時代等の古代遺跡のみ掲載か？ 雄物川と櫛岡川合流点の高台は、「櫛岡城遺跡」として指定されており、大仙市では遺跡を活用した整備計画を立案している。そのような城跡等の遺跡についても掲載し、広く一般に示す必要があるのでは？	雄物川流域の川沿いでは古くから人々の生活が営まれていたことを示すため、旧石器時代及び縄文時代の遺跡の分布について掲載しているものです。
49	その他	水害での土砂流れ 崩れ 々所防止策案 川岸に植えている柳は大雨の後の激流に流さず しっかり根が土や砂にはいれ込んでいて土砂が流れるのを守っている。砂防堰堤上流部の土砂のくずれやすい部分に柳の木を植える事で土砂の流れるのを緩和でき砂防堰堤の数を減らす事ができるだけでなく濁った水が少なくなり又大雨の後の激流の緩和にも期待で来ると思う。植樹方法、定着するまでの間流されない為の処置 研究中	砂防事業では、崩壊した斜面や伐採により生じた裸地斜面等の侵食が著しく植生の回復が見込めない山腹斜面において、植生を導入することにより表面侵食や表層崩壊の発生または拡大の防止・軽減を図ってきているところです。
50	その他	旅行者です。整備計画全部読み切っていませんので断片的ですが、近年の豪雨災害から感じることは市街地への流木による橋や住居への被害が目立ちます。河川の下流の整備は重要ですが、土砂等堆積の根源となる、土砂や立木のある中、上流の整備も重要と思います。治水に森林の果たす役割は大変重要と承知しています。その上で、P58下欄の砂防堰堤のような流木を防ぐ型の堰堤の整備も検討の中に加えたらいかがでしょうか。	近年、土石流などに伴う流木による施設被害が発生しており、砂防事業では流木を防ぐための砂防堰堤についても整備を進めているところです。

整備計画【変更素案】に対する意見と整備計画(変更原案)における考え方

番号	意見分類	意見内容	対応方針・河川整備計画(変更原案)記載内容
51	その他	雄物川の流域面積は広い。玉川との合流点より上流域において、「蓄水」する方を改良区等と協議すべきだ。	洪水対策については、コスト及び効果発現時期等の観点から検討を実施し、最も妥当と判断される「築堤＋河道掘削＋成瀬ダム」による河川整備を進めています。また、渇水対策については、ダムからの補給、関係機関と連携した水利用調整等により、河川環境の保全や広域的かつ合理的で適切な水利用の促進を図りながら、流水の正常な機能の維持に努めます。
52	その他	洪水対策として水門を沢山設け、川の水位上昇が予想された場合に開ける。その為に、水を受け止める田圃や広い場所、水路等を決めておく。	
53	その他	渇水対策として水の便の良い所に水田の耕作を多く、悪い所に大豆や麦等を多く作付し、水不足にならないよう協力する。	
54	その他	平成30年9月21日に、十文字町地方史研究会学習会に於て、明治42年以降に起こった雄物川・皆瀬川の水害が詳しい資料のもとに行なわれました。現在の堤防工事がなされてから、又、皆瀬ダムができてから約50年。皆瀬川には土砂が堆積し、樹木が生えている。上流部に、成瀬ダムの工事がなされており、ますます、ダム水放流時の洪水の危険性が高まっている。全国で起こっている災害が今の皆瀬川にも、充分、おこり得る現実。皆瀬川沿いに住む住民の意見を聴く場を開催してほしい。	河川改修及び成瀬ダムの建設及び適切な維持管理により、河川整備計画で目標としている洪水と同規模の洪水に対して、雄物川本川、支川玉川・皆瀬川・成瀬川において、外水氾濫による浸水被害の軽減を図ります。また、今回皆瀬川沿いにお住まいの方々の会場として、湯沢市役所において意見を聴く場を開催しました。
55	その他	10月12日(金)雄和でおこなわれた説明会に参加しました。どうい内容のものなのか、よく分からないままの参加でしたが、水害・災害・地元のことを想うよい機会になりました。ありがとうございます。防災について考えるきっかけの場なので、いろんな立場の人がいたらいろいろな意見が聴けて尚よかつたろうなと感じました。一人ぐらしの女性や学生や子どもの声も反映されるような、計画や場づくりの在り方を願っています。	意見を聴く場にご出席いただきありがとうございます。意見を聴く場などの説明会についても、さらに広報の仕方を工夫するなど、より多くの方々にご参加いただけるよう努めてまいります。
56	その他	表2-8過去の主な地震・津波災害において、「主な」を抽出したのは「規模」でしょうか？「被害概要」があるものでしょうか？どのような基準を選んだか分からない。	出典に記載されている地震・津波災害のうち、人的被害及び家屋等の施設被害があるものを掲載しております。
57	その他	水防災意識社会の水防災にふりがなを付けた方が良いと思う。水(みず)防災意識社会	ふりがなを付けるようにします。
58	その他	昭和40年7月の被害状況の文字が途中でつぶれているのではないかな。	閲覧用変更素案の印刷ミスでしたので、今後は印刷ミスがないようにいたします。
59	その他	大仙市神岡町(かみおかちょう)とは、呼ばないのではないかな。	神岡町(かみおかまち)に修正します。

整備計画【変更素案】に対する意見と整備計画(変更原案)における考え方

◆意見分類： 河川改修(意見番号1～13)

- 堤防未施工周辺に住む住民は、昨今の豪雨のたびに不安を感じていると聞く。着実な整備の推進を望むものである。安心安全のために事前防災を1歩ずつ進めていただきたい。

<対応方針>

平成29年7月洪水で特に浸水被害の大きかった中流部において重点的に堤防整備等を実施し、平成29年7月洪水規模における家屋浸水被害の解消を図ります。また、その他の箇所についても地区ごとのバランスに配慮しながら段階的な整備を実施し、洪水による被害の軽減に努めてまいります。

なお、整備する堤防は浸水エリア解消後の水位に対応した高さとしており、その下流側においては堤防整備に伴う影響を考慮し、河道掘削により水位低減を図ることとしています。

<整備計画【変更原案】における記載内容>

4.河川整備の目標に関する事項 / 4.1.2 (1)代表洪水への対応 【変更原案 89頁】

本計画では、過去の水害の発生状況、流域の重要度、これまでの整備状況等を総合的に勘案し、雄物川水系河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水による災害の発生の軽減を図ることを目標とします。

4.河川整備の目標に関する事項 / 4.1.2 河川整備計画の河道整備の考え方 【変更原案 92頁】

前期整備 『中流部において平成29年7月洪水対応の河川整備を実施、整備期間の前期に優先整備』
後期整備 『雄物川全川にわたる河道整備の進捗を図る』

5.河川整備の実施に関する事項 / 5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要 【変更原案 98頁】

築堤や河道掘削等、河川整備における調査、計画、設計、施工、維持管理等の実施にあたっては、河川全体の自然の営みや歴史・文化との調和にも配慮し、雄物川が本来有している動植物の生息・生育・繁殖環境及び河川景観の創出・復元・保全に配慮します。

なお、施工の制約が多い山間地の狭隘部等、住民との合意形成を図りつつ、地域特性及び地区毎のバランスに配慮した浸水対策を検討します。

整備計画【変更素案】に対する意見と整備計画(変更原案)における考え方

◆意見分類： 河川改修(意見番号14～34)

- 全国で、記録的な豪雨により河川の大規模災害などが発生しており、地域では強い雨が降るたびに不安を感じながら暮らしている状況です。今回の河川整備計画の変更案で、山田頭首工の整備段階が改築対象固定堰に見直されたことを大変喜んでおります。早期の改修・整備をお願いします。

<対応方針>

山田頭首工については、改築対象固定堰へ整備段階の見直しを行い、必要に応じて魚道機能の改善を図るなど周辺環境にも配慮し、早期の改築を目指します。

<整備計画【変更原案】における記載内容>

5.河川整備の実施に関する事項 / 5.1.1 (3)河道掘削等 【変更原案 106頁】

洪水時に堰上げ等により流下能力が不足している固定堰等については、引き続き関係機関と調整し、必要に応じて対策を検討し、改築を実施します。【改築対象固定堰：山田頭首工】

5.河川整備の実施に関する事項 / 5.1.3 (1) 2)魚類遡上環境の保全 【変更原案 119頁】

雄物川の大正管理区間にある堰では魚道が設置されており、魚類等の遡上環境が確保されています。堰改築に際しては魚道機能を維持し、今後も魚類等の遡上環境の定期的なモニタリングを実施し、関係機関と連携し必要に応じて保全に努めます

整備計画【変更素案】に対する意見と整備計画(変更原案)における考え方

◆意見分類： 河川改修(意見番号35,36)

- 同表に(左岸)52.8kmから56.6kmで、「櫛岡川」となっているが、櫛岡川のどの位置の堤防整備で何時頃の対応か？整備計画で同個所を位置づけるのであれば、櫛岡川の県施行H29年災害復旧事業に、直轄も整合させ緊急に対応しなければ、昨年豪雨災害への一連区間の効果発現とはならない。

<対応方針>

櫛岡川右岸と雄物川左岸が接続する箇所(箇所)の堤防整備が位置づけられていますが、平成29年7月洪水を踏まえた緊急治水対策では、平成29年7月洪水において雄物川本川からの氾濫による被害のあった箇所について、重点的に堤防整備等を実施することとしています。当該箇所については、今後、櫛岡川を管理する秋田県などの関係機関と調整・連携し、河川整備計画の期間内において堤防整備を実施する予定です。なお、秋田県では櫛岡川災害復旧助成事業及び県単独事業により、平成29年7月洪水を踏まえた再度災害を防止するための対策を進めていると聞いております。

<整備計画【変更原案】における記載内容>

5.河川整備の実施に関する事項 / 5.1.1 (1)堤防の量的整備 【変更原案 98頁】

河道の目標流量を安全に流下させるために、家屋等への被害が生じる堤防未施工箇所および断面(堤防高や幅)が不足する箇所において堤防の整備を実施します。なお、整備の効果を早期に発現させるため、上下流等の治水安全度のバランス及び他事業の計画とも調整し、住民との合意形成を図りながら段階的に整備を進めます。

◆意見分類： 維持管理(意見番号37～39)

- 川の中に木が育っている所が多くあるので、川の維持管理について目標があるので良いと思った。維持管理も重要だと思えます。

<対応方針>

樹木の生長や繁茂の状況を定期的に調査し、洪水の流下や河川状況の把握に支障となっている箇所などについて、動植物の生息環境に配慮しながら、必要に応じて伐開等の樹木管理を実施します。

<整備計画【変更原案】における記載内容>

5.河川整備の実施に関する事項 / 5.2.1 (3) 2)樹木管理 【変更原案 137頁】

樹木の生長や繁茂の状況を定期的に調査し、治水、環境の両面から適切に評価し、必要に応じて伐開等の樹木管理を実施します。

- ①河道内樹木の繁茂、拡大により洪水を安全に流下させる上で支障となっている箇所
- ②樹木群への土砂堆積により水際の陸地化が進行し、雄物川本来の景観や自然環境を変化させている箇所
- ③河川の状況の把握に支障、不法行為の発生が多い箇所

整備計画【変更素案】に対する意見と整備計画(変更原案)における考え方

◆意見分類：危機管理体制の整備・強化(意見番号41,42)

- 内水被害対応としてこれまでは、背水ポンプ車の配備運用により被害の軽減に努めてきました。今後は、「内水氾濫に対しても現状の安全度を適正に評価し、関係機関と連携して対策を行っていく」となっていますが、「現状の安全度を適正に評価」とは何をどう評価するのか？関係機関と連携しての対策は具体的には、現状と同様なポンプ車の配備による対策か？現状と同様の対策のみとすれば、何も「これまで」「今後」と分ける必要はないと思われる。

<対応方針>

「現状の安全度」については、これまでの降雨や被害実績、流域や河道特性等の最新データを整理し、河川砂防技術基準等の各種基準に従い適正に評価いたします。また、「具体の対策」としては、必要に応じて排水ピットの新設、排水ポンプを増強する等、市町村や下水道事業者、土地改良区等の関係機関と調整を行いながら、連携した内水対策を実施します。なお、水害リスクを踏まえた土地利用の促進を図るため、開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識できるように、現在住宅地を中心に行われている街の中における想定浸水深の表示について、住宅地以外への拡大を図ります。

<整備計画【変更原案】における記載内容>

3.雄物川の現状と課題 / 3.1.5 内水被害【変更原案 55頁】

雄物川水系の内水対策は、これまで排水ポンプ車の配備運用を行うことにより、内水被害の軽減に努めてきました。今後、地形や降雨特性によっては、外水氾濫を防止するため堤防の整備を行った箇所の内水対策がさらに重要となることから、内水氾濫に対しても現状の安全度を適正に評価し、内水被害を軽減するため、県・市町村等の関係機関と連携して対策を行っていく必要があります。

5.河川整備の実施に関する事項 / 5.1.1 (4) 内水被害【変更原案 110頁】

内水対策として、堤防の住居側の被害状況を勘案し、内水被害が頻発する地区について、被害状況や現状の安全度を適正に評価し、必要に応じて排水ピットの新設、排水ポンプを増強する等、市町村や下水道事業者、土地改良区等の関係機関と調整を行いながら、連携した内水対策を実施します。

5.河川整備の実施に関する事項 / 5.2.3 (2)洪水氾濫に備えた社会全体での対応【変更原案 148頁】

住民の避難を促すためのソフト対策として、タイムライン(時系列の防災行動計画)の整備とこれに基づく訓練の実施、地域住民等も参加する危険箇所の共同点検の実施、防災情報の共有に関する仕組みづくりなどを先行的に進めていきます。

5.河川整備の実施に関する事項 / 5.2.3 (2) 4)水害リスクを踏まえた土地利用の促進【変更原案 149頁】

開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識できるようにするため、現在住宅地を中心に行われている街の中における想定浸水深の表示について、住宅地以外への拡大を図ります。

整備計画【変更素案】に対する意見と整備計画(変更原案)における考え方

◆意見分類： 河川整備計画全般(意見番号44)

- 整備計画上の整備目標は、H26から概ね30年間(概要説明資料)となっており、その中で「平成29年7月洪水対応緊急治水対策はH34までとなっている。H34までは下流部～中流部①を緊急的に行うと思えるが、整備計画区間全体が「どの区間を何時頃整備」するのかが見えない。諸般の事情からそのような計画書としないものと思われるが、被災された流域住民は、「自分の場所は何時整備されるのか」が一番の関心事ではないでしょうか？現計画案は、役所仕事の内容で、住民にとっては理解が出来ないのでは？仮に住民が目にした場合、前述したとおり自分が住んでいる場所がどうなるかであって、それが何時頃の整備なのかではないでしょうか？

<対応方針>

地区ごとの具体的な整備時期については、概ね30年という長い年月で見た場合、その時々地域の社会状況や、河川の状況、予算の状況等に伴い、必要に応じて計画・設計等の見直しが必要です。事業再評価の実施に合わせて当面のおおまかな整備予定を公表する他、詳細な検討の結果、具体的な整備時期が確定した段階において、地元への情報提供や説明会等によりお知らせする予定です。

<整備計画【変更原案】における記載内容>

1.計画の基本的考え方 / 1.4. 計画の対象期間 【変更原案 6頁】

本計画は、雄物川水系河川整備基本方針に基づき、当面の計画を定めるものであり、その対象期間は、平成26年度を初年度として概ね30年間とします。

なお、本計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定するものです。策定後も、地域の社会状況、自然状況、河川の整備状況等の変化や新たな知見、技術の進捗等に伴い、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

